

東北電力及び四国電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイントへの回答

資源エネルギー庁
平成 25 年 7 月 24 日

【人件費等について】

[給与等]

- ① 役員報酬（一人当たり）、社員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。
特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。
また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ② 役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。さらに、その補正方法に特定の統計調査・計算方法を用いた理由を明確かつ合理的に説明しているか。

【役員報酬】

- 東北電力は、平成23年11月から年収の最大20%、24年12月からは年収の最大40%を自主返上し、減額後の水準（役員一人当たり2,700万円）を、四国電力は、平成24年3月から年収の1割程度、同年7月から年収の2割程度、平成25年2月からは年収の3割程度の減額を実施した上で、減額後の水準（役員一人当たり2,800万円）を役員報酬として原価に算入している。
また、原価対象の役員については、平成20年の料金改定時に比べて東北電力は増減なし、四国電力は2名減となっている。
- 役員報酬について、東北電力は「人事院『平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要』における『1,000人以上3,000人未満の企業の平均値』（3,200万円）を下回る水準となっている」とのことであり、四国電力は「役員一人当たりは、人事院『平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要』における『1,000人以上3,000人未満の企業の平均値』（3,200万円）を下回る水準となっており、社内役員一人当たり（3,300万円）で見ても、上記平均値とほぼ同水準であり、『3,000人以上の企業の平均値』（4,500万円）と比較すると1千万円以上下回る」とのことである。
- また、役員数について、東北電力は「役員数については、平成20年料金改定時と同数であり、販売電力量あたりの役員数（2.6人/百億kWh）でみても電力会社平均（5.6人/百億kWh）を下回る水準」とのことであり、四国電力は「必ずしも会社の規模（従業員数、販売電力量など）に比例するものではないと考えており、当社の役員体制は、機能およびガバナンスの両面からみて、副社長以下の社内取締役の担務に重複なく、責任の所在が明確であることから、適正であると認識している」とのことである。

- 電気料金審査専門小委員会の査定方針案(以下、「査定方針案」という。)において、役員報酬については「審査要領において、基準賃金及び賞与等と同様の考え方を適用することが定められているが、賃金構造基本統計調査のような基本となる統計が必ずしも存在しない。人事院による「民間企業における役員報酬(給与)調査」における調査結果を勘案して、国家公務員のトップである事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえると、電力会社の社内役員の報酬についても国家公務員の指定職の給与水準と同レベルとすることが適当である。東北電力の社外役員の報酬は、平成23年度の10社平均や関西電力及び九州電力の査定額を上回っており、これらの水準と同レベルとすることが適当である」とし、役員数については、「東北電力は平成20年改定と同数の21名の役員数である。東北電力は、東日本大震災以降に発生した特命事項を担当する役員を置くなど、火力・原子力の分野に比較的多くの役員を配置しているが、緊急設置電源が除却される27年度以降にはこれら役員の業務も減少すると考えられることから27年度について2名分の役員報酬を料金原価上認めることは適当ではない。四国電力は平成20年改定より2名の役員を減員している」としている。

【従業員一人あたりの年間給与水準】

- 従業員一人あたりの年間給与水準について、賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の正社員給与の平均値と同調査における公益企業5業種(ガス、水道、鉄道、通信、航空)のそれぞれの平均給与に、東北電力は勤続年数、勤務地域を補正した上で、四国電力は年齢、勤続年数、勤務地域を補正した上で、これらを単純平均して算出している。また、勤務地域の補正方法について、東北電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差(平成24年)」で示されている北海道・東北および関東甲信越地域民間給与の全国比を用い、四国電力は中国・四国地域民間給与の全国比を用いて、それぞれ補正している。この結果、原価に算入された従業員一人あたりの年間給与水準は、東北電力が642万円(現行水準からのカット率は23%)、四国電力が645万円(同16%)となっている。
- 公益企業業種の選択理由について、東北電力は「通信および航空は、電気事業と同様の消費者物価指数の公共料金の中に含まれている。また、東京電力の査定においては、電気事業と類似した公益事業とされた5業種(ガス、水道、鉄道、通信、航空)に基づき算定されており、当社もそれに従い算定したもの」とのことであり、四国電力は「東京電力の査定方針で示されたガス、水道、鉄道、通信、航空の5業種としている」とのことである。
- 勤務地域の補正について、東北電力は「賃金の地域差を示す合理的な統計として、『賃金構造基本統計調査』や人事院資料『地域別の民間給与との較差』があるが、『賃金構造基本統計調査』の都道府県値は、都市と地方における本社・支店機能の違いや、これに付随した正社員比率や職種の違いなども反映されることから、同種・同等比較の原則を踏まえ、人事院資料『地域別の民間給与との較差』を使用している。なお、国家公務員給与には民間給与の地域間格差に基づいた「地域手当」が支給されているが、この妥当性を検証するために、人事院資料「地域別の民間給与との較差」が用いられていることから、人事院資料「地域別の民間給与との較差」を人件費の地域補正に用いることには一定の合理性があるものと考え」とのことであり、四国電力は『賃金構造基本統計調査』の都道府県別の年収データは、非正規労働者や異なる職種が含まれており、適正な地域間の年収格差を反映できないことから、同一雇用形態・職種の地域別給与を公表している人事院勧告のデータを使用している」とのことである。

○ 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

① 給与水準の査定の基本的な考え方

- ・一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。
- ・他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。
- ・なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。
- ・また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

② 一般的な企業の平均値

- ・様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者(正社員)の賃金の平均値(平成24年調査:594万円)とすることが適当である。

③ 類似の公益企業との比較

- ・公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。
- ・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均(※)を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均(※)を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。
※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、これらの中で鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

④ 地域補正

- ・東北電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差(平成24年)」のうち、北海道・東北と関東甲信越地域の民間給与をこれらの地域に勤務する従業員数で加重平均した値の全国比(0.96)を用いて補正を行っている。
- ・四国電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差(平成24年)」のうち、中国・四国地域の民間給与の全国比(係数0.963)を用いて補正を行っている。
- ・購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えられられるが、両電力会社の申請方式と消費者物価指数を見比べたところ、それぞれの間には大きな乖離が見られず、かつ、両社の申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、それぞれの補正方式については妥当なものと考えられる。

⑤ その他

- ・四国電力のシニア社員のうち短時間勤務形態者の給与水準は、その勤務時間を勘案して年間給与水準を圧縮することが妥当である。
- ・両社共に、顧問・相談役の人工費は原価算入されていない。

<地域補正の係数>

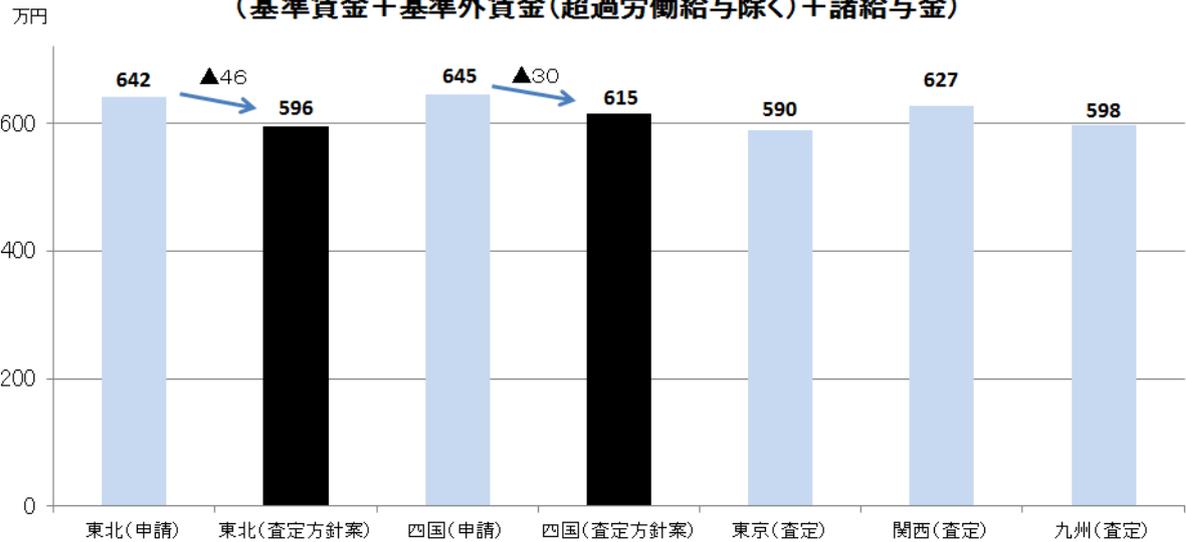
	東北	四国
申請ベースの補正係数	96.0	96.3
消費者物価指数地域差指数	99.0	97.2

※消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は、平成22年以降の集約が行われていないため、平成21年の指数(総務省調査)をベースに、公表されている消費者物価指数の伸び率を反映し、平成24年の地域差指数を算定。

<賃金構造基本統計調査の常用労働者1,000人以上企業の統計値>

		全産業 (正社員)	電気	ガス	水道	鉄道	通信	航空
年間給与 万円	H23	592	677	644	618	592	606	663
	H24	594	657	672	577	586	590	717
労働者数 千人	H23	515,859	11,201	1,768	4,180	13,411	3,605	1,611
	H24	650,086	12,508	1,584	2,997	18,881	6,438	2,143

従業員1人当たりの年間給与水準
(基準賃金+基準外賃金(超過労働給与除く)+諸給与金)



(査定方針案該当箇所：P16、P18～P20)

[厚生費等]

③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○ 法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（東北電力：56%、四国電力：56%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○ 健康保険料の事業主負担割合について、東北電力は現行の65%から56%に、四国電力は現行64%から56%までに削減した上で、原価に算入している。

○ 査定方針案においては、「健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）によれば、単一・連合の計の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成25年度～27年度）内は年々引き下げて、27年度末には53%台の負担割合とすべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P25）

○ 一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○ 一般厚生費について、東北電力は宿泊施設・体育施設の廃止、文化体育費の削減により、従業員一人あたり31.1万円を、四国電力は保養所のカット、文化体育費の全額カットなどにより、従業員一人あたり30.7万円を原価に算入している。

○ カフェテリアについて、東北電力は「宿泊施設や体育施設をすべて廃止しており、従業員の余暇増健として利用できる福利厚生施策はカフェテリアプランのみとなっている。このカフェテリアプランについても、平成24年4月実施の見直しにより、付与ポイントを8万ポイントから4万ポイントに削減している」とのことであり、四国電力は「カフェテリアプランは、選択メニュー方式の福利厚生制度であり、複数施策を集約/一元管理することによるコスト削減効果や、ライフスタイルの多様化に応じた施策運営の効率化に寄与するものとして、当社では福利厚生のみならず幅広く原資を統合して実施しているものである。限られた一般厚生費の中で、従業員が自ら利用メニューを選択し、生活基盤の整備やワークライフバランスの充実、リフレッシュ等を行い、労働意欲を高めることは企業経営に重要なことであり、使用目的に制約を設けることは望ましくないと認識している。なお、今回の申請にあたっては、従来、余暇・レジャー等に支出していた金額を上回る削減措置を実施している」とのことである。

- その他各種奨励金・拠出金等について、東北電力は「平成24年4月に財形貯蓄利子補給の見直し（利子補給金会社保証利率の引下げ）を行っている。持株奨励金については、従業員拠出金に対し10%の奨励金を支給しているが、社員が当社株式を保有することを通じ、当社の企業価値の向上や当社株式の動向について一人ひとりが意識しながら、個々の業務の課題に対ししっかりと対応していくためのインセンティブになるものと考えている。特に、現下の厳しい経営環境において社員がこうした意識をもって業務にあたっていくことは、社の使命である電気の安定供給を果たす上でも非常に重要なことであると考えている。また、東証上場企業のうち従業員持株制度のある会社の約4割が10%以上の奨励金を支給し、その割合は増加傾向にあるというデータもあり、妥当な水準と考えている」とのことであり、四国電力は「持株奨励金については、積立金に対する奨励金率を10%から5%に引き下げを行っており、東証上場企業のうち同様の制度を有する企業の9割が5%以上の奨励金を支給している中、妥当な水準であると認識している。また、その他の奨励金については、当社は住宅財形のみであり、厚生労働省の調査などにおいても、労働者の資産形成に関する援助制度があるのは一般的であると認識している」とのことである。
- 査定方針案においては、「常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方に基づき、経団連「2011年度福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、東北電力及び四国電力の申請はこの平均値並みの水準にあることを確認した。この範囲においては、どのような福利厚生施策に重点を置くかは従業員のモチベーションの維持、向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。東北電力及び四国電力が原価算入している持株奨励金については、一般的に従業員の財産形成に資する反面、安定株主の形成など会社にもたらすメリットが含まれていることや電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めない」としている。

(査定方針案該当箇所：P26)

○ 出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。
 特に、四国電力においては、料金原価に算入している出向者給与の対象人数が多数となっている（全体988人（内、四電工524人等））が、電気事業の観点並びに今後の競争入札比率の引き上げ計画及び随意契約を含む調達費用の削減に係る計画との関係等から、原価算定期間における出向者数や出向者への給与負担額について、その理由を明確で合理的かつ整合的に説明しているか。
 その他の雑給についても、原価算入に値するものに限定されているか。

- 出向者への給与について、東北電力は出向者（76団体、609名）のうち、電気の安定供給のため、業務品質の保持などを目的とする出向先（34団体、331名）の当社負担額を原価に算入しており、それ以外の電気事業連合会などへの出向者に対する当社負担額は原価不算入（42団体、278名）とし、四国電力は「出向先の事業内容、各出向者の出向先での業務内容を調査し、電気事業と密接な関連を有する業務に従事している出向者のみを原価に算入する」として、出向者1,400人（H25～H27平均）のうち、グループ会社への出向者1,252人中957人、電力・エネルギー業界団体への出向者68人中31人を原価に算入し、残りの412人は原価不算入としている。
- なお、四国電力は「競争入札比率の引き上げによって、必ずしもグループ会社との取引が減るわけではなく、出向者数に影響するとは言えないと考えている」とのことである。（第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会）

○ 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

- ・東北電力の「原子力安全推進協会（旧日本原子力技術協会）」への出向者6名、同じく四国電力の5名については、原価上、団体費と二重計上となっていることから原価から削除すべきである。
- ・四国電力については、人件費における生産性比較を踏まえ、四国電力の出向者については、本社の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、かつ現時点においてグループ会社社員への切り替えができない業務なのかを厳正に精査し、必要最低限と認められる出向のみ、給与負担の原価算入を認める。（それ以外の給与負担は認めない。）具体的には、社員を出向させることにより本社が負担する人件費以上に経費を削減させていると認められている場合にのみ原価算入を認める。（例えば、工事の内製化により定期検査費用を削減した場合や、設備の稼働率を向上させて原価の低廉化に資する場合など。）

① 東北電力

- ・原価算入を認める出向者数：325人
- ・関係会社19社（252人）：ユアテック、東北発電工業、東北用地、東星興業、東北インフォメーション・システムズ等
- ・電力・エネルギー関係14団体（73人）：電力中央研究所、海外電力調査会、日本原燃株式会社、石炭資源開発、電力系統利用協議会 等

② 四国電力

- ・原価算入を認める出向者数：107人
- ・関係会社2社（107人）：四電エンジニアリング、四国計測工業

○ 顧問料等について、東北電力、四国電力ともに原価に算入していない。

○ 雑給について、東北電力は「販売電力量あたりの雑給単価（0.03円/kWh）が平成23年度の電力10社平均（0.04円/kWh）を下回っており、妥当な水準と考えている」とのことであり、四国電力は「雑給の対象者は、嘱託、臨時職員および入向者であり、販売電力量あたりの雑給単価（0.03円/kWh）は平成23年度の電力10社平均（0.04円/kWh）を下回っている」とのことである。

○ 査定方針案においては、「これらの費用は、業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売量（kWh）あたりの平均単価と比較した結果、東北電力及び四国電力共に同程度以下の水準であることを確認した。雑給に算入されている東北電力の執行役員20名の給与は役員に準じた水準で雑給に算入されているが、会社を代表する権限や責任を有していないことから、料金原価上、給料手当（従業員1人当たりの年間給与水準）として整理すべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P22、P27）

[調達等について]

- ④ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（東北電力30%、四国電力15%）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。

- 東北電力は第24回電気料金審査専門委員会において、「現状（平成22年度）の競争発注比率は17%程度であり、競争発注以外の特命発注（83%程度）のうち、関係会社の占める割合は48%、一般会社の割合は52%である。また、資機材の仕様汎用化、新たな取引先の開拓や分離発注の拡大等の取組みを進め、3年後（平成27年度末）までに競争発注比率3割程度を目指すとともに、製造会社の品質保証・性能保証が必要なこと等、競争発注が困難なものについても継続して検討を行い、競争発注の拡大に向けて環境整備を図っていく」としている。
- 四国電力は第24回電気料金審査専門委員会及び第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会において、「平成23年度の競争発注比率は4%（競争発注以外の特命発注は96%程度）であり、取引先が一社のみのも、既設設備の保守・維持更新に関するもの、災害や設備トラブル等、緊急時に対応を要するものなど、現時点で競争発注が難しいと考えられる範囲が全体の70%程度を占めているが、今後3年間で、現状の3倍程度である15%を目指すこととし、可能なものは速やかに競争発注に移行するとともに、更なる競争発注比率の拡大についても検討していく」としている。さらに、第29回電気料金審査専門委員会において、「改めて社内で議論した結果、競争発注の可能性があると判断した30%全てについて、原価算定期間（27年度末）において15%、その後3年以内を目途に、極力早期に競争発注が可能な30%の達成を目指す」としている。なお、平成23年度において、四国電力の競争発注以外の特命発注（96%）のうち、グループ会社の占める割合は73%となっている。
- 「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」（平成25年3月6日総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会取りまとめ）（以下、「関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案」という。）において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開すべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、東北電力及び四国電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。

- 東北電力は「平成21～24年度に特命発注から競争発注に変更した物品（165件）の価格削減効果を調査した結果、平均削減率は3%であったが、更なる取組みにより従来以上に効率化を目指すこととし、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件すべてに、実績を上回る7%の削減を織り込んでいる」とのことである。

- 四国電力は「平成22～24年度の間において、特命発注から競争発注に移行した案件を対象に価格変動率を検証したところ、平均6.8%の価格低減となっているとの結果が得られたことから、これを参考に、削減率を7%に設定し、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件全てに7%の削減を織り込んでいる」とのことである。
- 査定方針案においては、「東北電力及び四国電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している。関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用（※）を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。東北電力及び四国電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきである。東北電力については、被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあるものの、委託人件費の水準は概ね同様であることから、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることが適当である。四国電力については、競争入札比率が他電力と比較して低いこと、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったこと、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5%程度割高となっていることなどから、一段の効率化努力を求め、震災前の価格水準から10.5%の調達価格削減を求めるべきである」としている。

※コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(査定方針案該当箇所：P7)

⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。

- 東北電力は「調達価格低減、競争発注の拡大の取組みをさらに推し進めるとともに、第三者の視点による評価・検証を行う仕組みとして、外部有識者を含む『調達改革に関する会議体』を設置する」とのことである。
- 四国電力は「平成24年度には、社長を委員長とする『経営効率化特別委員会』を設置し、今後、中長期的な効率化施策として、組織、業務運営体制の見直しや資材調達の見直しなどに取り組んでいる。また、平成17年度に社外コンサル（第三者視点）を導入して、サプライチェーンマネジメント活動として配電工事材料の物流改善に取り組み、調達コスト削減の成果をあげるなどしており、今後もこうした手法による取組みや、取引先からの仕様の標準化に関する提案やバリュー・エンジニアリング提案等を積極的に活用していく」とのことである。

- 関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開すべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、東北電力及び四国電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

⑦ 広告宣伝費等普及開発関係費、廃棄物処理費、養成費、研究費、諸費は、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。また交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。さらに、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

- 広告宣伝費等普及開発関係費について、東北電力は「イメージ広告やオール電化関連の広告宣伝、販売拡大活動に係る費用を全額原価不算入とし、前回原価から約74億円減の27億円を原価に算入している」とのことであり、四国電力は「イメージ広告やオール電化関連、販売拡大活動に係る費用や販売関連のPR館運営に係る費用については、全額原価不算入としている。発電所立地の理解促進に資する活動、電気安全関連、需要抑制要請関連等の費用のみとし、前回原価（36億円）と比べて28億円減の8億円を原価算入している」とのことである。
- 廃棄物処理費について、東北電力は「火力発電所・原子力発電所で発生する廃棄物を処理するために必要な費用を積み上げ、そのうち、請負業務を中心に競争拡大等による発注価格の削減▲7%を織り込んでいるものの、火力発電電力量の増加に伴う灰処理費用の増や原子力発電所での安全対策工事等の増に伴う廃棄物発生量の増などから、前回原価から約35億円増の119億円を原価に算入している」とのことであり、四国電力は「調達・取引価格の削減▲7%を織り込んでいるものの、原子力発電における放射性廃棄物の輸送費や火力発電における石炭灰の処理費用の増加により、前回原価（48億円）と比べて12億円増の60億円を原価算入している」とのことである。
- 養成費について、東北電力は「競争拡大等による発注価格の削減▲7%を織り込んでいることに加え、採用数の抑制や教育内容の見直しなどから、前回改定から約9億円減の12億円を原価に算入している」とのことであり、四国電力は「世代間の技術継承を滞りなく進め、電力の安全・安定供給を堅持していくため、技術系の各部門が中心となり、実地体験的な研修に重点的に取り組んでいるが、その他の研修内容の見直しなど養成費削減に取り組むことにより、前回原価（14億円）と比べて1億円減の13億円を原価算入している」とのことである。
- 研究費について、東北電力は「電中研分担金も含めて研究件名を個別に精査するとともに、費用の優先度を考慮して、研究件名を厳選したことなどから、前回原価から16億円減の53億円を原価に算入している」、四国電力は「電力の安定供給および費用の優先度の観点から、研究件名を個別に精査・厳選し、前回原価（52億円）と比べて11億円減の41億円を原価算入している」とのことである。

- 諸費について、東北電力は「寄付金、諸会費の原価不算入に加え、団体費の厳選や旅費の効率化による減はあるものの、受益者負担金の増などから、前回原価から8億円増の125億円を原価に算入している。また、交際費については、従来から原価に算入していない」、四国電力は「寄付金・諸会費の全額不算入、団体費の厳選に加え、排出クレジット償却費の減などにより、前回原価（115億円）と比べて41億円減の74億円を原価算入している。また、交際費については、従来から全額原価不算入としている」とのことである。
- 議員就任者について、東北電力は「県議会議員については休職（無給）としており、市議会議員については公務活動中は給与を支払わないこととしている。なお、原価にはこれらの人件費は含まれていない」とのことであり、四国電力は「議員兼務社員の給与等については、全額原価不算入としている」とのことである。
- 幹部送迎用社用車について、東北電力は「役員が使用する車両として5台リースしている他に、タクシーも利用しているが、全ての役員に対して専用に割り当ててではなく、役員以外にもそれに準じる社員や来客の送迎なども含め、共用で効率的に運用しており、移動時間の短縮や、安全確保等の観点から必要な場合に限って使用している。なお、代表取締役（会長・社長・副社長）については、危機管理上、朝晩の送迎にも車両を手配しているが、それ以外の役員は、通勤時も公共交通機関を利用している」とのことであり、四国電力は「役員車として使用している社有車は7台あり、相談役・顧問や役員の他にも、幹部社員等の外出移動、来客の送迎など、業務上必要な際にも利用している。業務効率の向上、安全性の確保、情報管理等の観点から、他の役員、幹部社員等と共用で役員用の社有車を使用している」とのことである。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、東北電力及び四国電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、普及開発関係費については、「審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである」などとしている。
- 養成費について、東北電力に関しては、「公的資格取得にかかる奨励金は、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである」とし、四国電力に関しては、「関連会社への出向者が受講する、現業技術の教育・訓練等に関連する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである」としている。
- 研究費については、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①料金値上げの際における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、東北電力及び四国電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力及び四国電力のコスト削減努力に照らし、東北電力は10%、四国電力は10.5%減額すべきである」としている。
- 諸費について、寄付金は、「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」と

し、団体費は、「海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所（※）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した」としている。また、東北電力に関しては、「顧問・相談役にかかる費用（車両「タクシー利用」）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」とし、四国電力に関しては、「原価算定期間を実施する使用済核燃料の構内輸送は、関連会社の技術力維持を目的として実施する面があるため、これらに係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。顧問・相談役にかかる費用（旅費等）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」としている。

※四国電力のみ原価算入。

- さらに、幹部送迎用社用車については、「顧問・相談役にかかる費用（執務スペース、社用車、社宅）については、料金原価へ算入されていないことを確認した」としている。

（査定方針案該当箇所：P6、P107、P110～P112）

⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。

- 寄付金、交際費について、東北電力、四国電力ともに原価不算入としている。また、団体費について、東北電力は海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センターの5団体を、四国電力は海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所の6団体を原価算入している。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、東北電力及び四国電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、寄付金については、「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」とし、団体費は、「海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所（※）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した」としている。また、東北電力に関しては、「顧問・相談役にかかる費用（車両「タクシー利用」）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」とし、四国電力に関しては、「原価算定期間を実施する使用済核燃料の構内輸送は、関連会社の技術力維持を目的として実施する面があるため、これらに係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。顧問・相談役にかかる費用（旅費等）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」としている。

※四国電力のみ原価算入。

（査定方針案該当箇所：P6、P112）

⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。
(各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。)

- 電力中央研究所への分担金について、平成20年原価と比較して、東北電力は2億円減の25億円を、四国電力は1億円減の8億円を原価に算入している。なお、再委託比率については、東北電力、四国電力ともに原価織込み額に対して0.09%程度となっている。(詳細は下記表のとおり)
- 査定方針案においては、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①料金値上げの際における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、東北電力及び四国電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力及び四国電力のコスト削減努力に照らし、東北電力は10%、四国電力は10.5%減額すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P111)

(東北電力)

電力中央研究所の各研究課題別繰込額と再委託比率

(単位:千円)

研究課題	原価 繰込額	再委託 金額	再委託 比率
経年軽水炉の健全性評価	158,740	384	0.24%
自然外部事象に対する原子力施設の安全性評価技術の高度化	123,264	なし	—
電力システム	104,433	81	0.08%
大電流技術	94,981	なし	—
雷・電磁環境	90,663	なし	—
放射性廃棄物処分の長期安全性評価技術の体系化	81,728	なし	—
燃料サイクル	71,821	なし	—
軽水炉のシステム安全評価	70,760	なし	—
高効率発電	65,116	なし	—
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	62,373	1,791	2.87%
次世代電力需給システムの高度化	62,304	なし	—
送配電設備の風雪害対策技術の実証	56,560	なし	—
エネルギー変換	47,130	なし	—
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	45,508	なし	—
高エネルギー	44,837	なし	—
燃料・炉心	44,636	なし	—
高性能二次電池技術の確立	44,529	なし	—
バイオテクノロジー	41,370	なし	—
次世代通信ネットワークシステムの構築	39,670	なし	—
電力応用	39,212	なし	—
低品位資源利用技術の高度化	39,074	なし	—
エネルギー変換・貯蔵材料	38,827	なし	—
構造工学	37,603	なし	—
火力材料	37,171	なし	—
燃料高度利用	34,781	なし	—
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	34,611	なし	—
原子炉システム安全	34,363	なし	—
地圏科学	34,362	なし	—
地下エネルギー利用技術	33,515	なし	—
IGCCの高度化と低炭素化技術の確立	32,639	なし	—
需要家システム	31,977	なし	—
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	31,725	なし	—
高電圧・絶縁	30,863	なし	—
ヒューマンファクター研究	30,661	なし	—
次世代ヒートポンプの開発と評価	30,508	なし	—
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	29,967	なし	—
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	29,582	なし	—
雷リスクマネジメント技術の構築	25,510	なし	—
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	25,292	なし	—
生物環境	24,828	なし	—
需給一体化運用・制御技術の構築	24,669	なし	—
地震工学	23,964	なし	—
流体科学	22,790	なし	—
原子力材料	22,601	なし	—
大気・海洋環境	22,339	なし	—
情報数理	22,068	なし	—
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	20,649	なし	—
放射性物質の拡散実態解明と除染効果の評価	19,501	なし	—
非破壊検査	19,274	なし	—
生物多様性に配慮した電力施設の建設・運用支援技術の開発	19,021	なし	—
環境化学	18,845	なし	—
熱流体・反応数値解析	17,884	なし	—
経済・社会システム	17,002	なし	—
IGCC(石炭ガス化複合発電)の商用機導入支援技術の開発	16,593	なし	—
既設ヒートポンプの省エネ化	13,029	なし	—
日本型デマンドレスポンスの成立性評価	12,946	なし	—
原子力施設における火災現象評価技術の確立	12,938	なし	—
電源の多様化に対応した環境影響評価	11,563	なし	—
通信システム	11,056	なし	—
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	10,705	なし	—
水域環境	10,437	なし	—
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	9,103	なし	—
放射性物質の環境拡散評価手法の確立と安全性の評価・長期モニタリングへの反映	9,085	なし	—
先進機能材料	8,870	なし	—
エネルギー技術政策	8,739	なし	—
ヒートポンプ・蓄熱	7,742	なし	—
材料研究共通基盤技術	7,101	なし	—
持続可能な事業体制と料金制度の提言	5,886	なし	—
電気自動車等を活用した電化推進技術の開発	3,266	なし	—
気候変化と低炭素化技術の統合評価	3,032	なし	—
家庭用燃料電池システムの性能評価	2,554	なし	—
合計	2,472,750	2,256	0.09%

*端数処理の関係で合計は一致しない

(四国電力)

平成25年度～27年度 再委託費

四国電力

(単位:千円)

研究課題	原 価 織 込 額	再 委 託 金 額	再 委 託 比 率
経年軽水炉の健全性評価	53,609	131	0.24%
自然外部事象に対する原子力施設の安全性評価技術の高度化	41,666	なし	—
電力システム	35,460	28	0.08%
大電流技術	32,221	なし	—
雷・電磁環境	30,675	なし	—
放射性廃棄物処分の長期安全性評価技術の体系化	27,788	なし	—
燃料サイクル	24,380	なし	—
軽水炉のシステム安全評価	23,846	なし	—
高効率発電	21,792	なし	—
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	21,188	608	2.87%
次世代電力需給システムの高度化	20,818	なし	—
送配電設備の風雪害対策技術の実証	18,944	なし	—
高エネルギー	15,403	なし	—
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	15,252	なし	—
燃料・炉心	15,138	なし	—
高性能二次電池技術の確立	14,613	なし	—
バイオテクノロジー	14,044	なし	—
エネルギー変換	13,464	なし	—
低品位資源利用技術の高度化	13,235	なし	—
次世代通信ネットワークシステムの構築	13,133	なし	—
火力材料	13,011	なし	—
電力応用	12,906	なし	—
構造工学	12,864	なし	—
エネルギー変換・貯蔵材料	12,685	なし	—
地圏科学	11,857	なし	—
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	11,784	なし	—
IGCCの高度化と低炭素化技術の確立	11,201	なし	—
原子炉システム安全	11,083	なし	—
需要家システム	10,810	なし	—
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	10,779	なし	—
地下エネルギー利用技術	10,696	なし	—
ヒューマンファクター研究	10,475	なし	—
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	10,167	なし	—
高電圧・絶縁	10,161	なし	—
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	10,047	なし	—
燃料高度利用	8,805	なし	—
原子力材料	8,730	なし	—
リスクマネジメント技術の構築	8,652	なし	—
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	8,617	なし	—
生物環境	8,431	なし	—
需給一体化運用・制御技術の構築	8,319	なし	—
地震工学	8,251	なし	—
流体科学	7,913	なし	—
大気・海洋環境	7,627	なし	—
情報数理	7,595	なし	—
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	7,002	なし	—
非破壊検査	6,553	なし	—
生物多様性に配慮した電力施設の建設・運用支援技術の開発	6,505	なし	—
環境化学	6,397	なし	—
放射性物質の拡散実態解明と除染効果の評価	6,276	なし	—
熱流体・反応数値解析	6,071	なし	—
経済・社会システム	5,769	なし	—
IGCC(石炭ガス化複合発電)の商用機導入支援技術の開発	5,570	なし	—
既設ヒートポンプの省エネ化	4,495	なし	—
日本型デマンドレスポンスの成立性評価	4,400	なし	—
原子力施設における火災現象評価技術の確立	4,396	なし	—
電源の多様化に対応した環境影響評価	3,854	なし	—
通信システム	3,753	なし	—
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	3,635	なし	—
水域環境	3,450	なし	—
放射性物質の環境拡散評価手法の確立と安全性の評価・長期モニタリングへの反映	3,028	なし	—
先進機能材料	3,026	なし	—
エネルギー技術政策	2,942	なし	—
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	2,883	なし	—
持続可能な事業体制と料金制度の提言	2,000	なし	—
材料研究共通基盤技術	1,769	なし	—
電気自動車等を活用した電化推進技術の開発	1,110	なし	—
気候変化と低炭素化技術の統合評価	1,039	なし	—
家庭用燃料電池システムの性能評価	875	なし	—
合計	816,926	766	0.09%

*端数処理の関係で合計は一致しない

⑩ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。

- 東北電力は「関係会社は当社との取引価格低減のため、事務所運営経費の削減や業務運営の見直しによる稼働人員の効率化、資材の種類削減や調達先の複数化による材料費の削減など、業務全般にわたりコスト低減に取り組んでいる。また、役員報酬の削減とともに、従業員の人件費についても、賞与や福利厚生費の削減、新規採用の抑制など効率化に努めている」、四国電力は「関係会社を含む取引先からの資材調達について、競争発注への移行に伴う調達・取引価格低減効果を織り込む観点から、原価算定において▲7%の調達・取引価格低減効果を織り込んでいる。また、関係会社においては、役員報酬を含む人件費の削減や外注費の削減、経費の削減を徹底し、一層の経営合理化を進めている。」とのことである。
- 査定方針案においては、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず東北電力においては10%、四国電力においては10.5%の効率化を求めた上で、子会社・関係会社に対しては、「本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力は10%、四国電力は10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P7)

<関係会社における経営効率化の主な取組み内容（東北電力）>

項目	取組み
人件費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬の削減 ・従業員の賞与・福利厚生費の削減 ・新規採用の抑制
支出抑制等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の統廃合 ・事務所運営経費の削減 ・業務運営の見直しによる稼働人員の効率化 ・資材の種類削減や調達先の複数化などによる材料費の削減 ・仕様変更や競争導入による関係会社設備の修繕費の削減

<関係会社における経営合理化の取組み（四国電力）>

	経営合理化の取組み
人件費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬の削減（平成24年度比▲2割程度） ・新規採用の抑制 ・業務の効率化などによる時間外労働の抑制 ・賞与の削減 ・部門間、事業所間応援による効率的な要員の配置
外注費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・新規取引先の発掘などによる競争発注の拡大 ・直営範囲の拡大（アウトソーシングの縮小）
経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費、出張旅費、広告費など諸経費の削減 ・工具類や車輛など設備投資の抑制 ・福利厚生制度の見直し

⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。

- 東北電力は「当社の役員が関係会社の役員を兼務している場合は、上場会社および一般事業会社が株主となっている一部の関係会社を除き無報酬となっている。上場会社からの報酬については、当該会社の役員としての責任に加えて、会社や株主に対する義務とリスクは重く、当該会社の株主総会や取締役会で決議されたものであることを尊重している。また、一般事業会社が株主となっている関係会社については、それぞれの株主の利益に適うよう会社運営がなされており、その会社の業績に応じて報酬が支給されているものと理解している」とのことであり、四国電力は「当社役員によるグループ会社の役員兼務については、グループ会社の経営監視・ガバナンスの観点から重要であり、その役割と責任に見合った報酬を受け取っているが、効率化の一環としてグループ会社に役員報酬の減額をお願いしており、兼務役員の役員報酬についても、減額を自主的に申し出ている」とのことである。
- 査定方針案における子会社・関連会社の扱いについては、上記⑩への回答の通りである。

⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減等)

- コスト削減努力と原価の削減について、申請ベースでは、平成25～27年度の3年間平均で、東北電力は806億円、四国電力は281億円のコスト削減を原価に反映しているとのことである。(詳細は下記表の通り)
- 査定方針案における経営効率化については、上記⑤への回答の通りである。
- また、第25回電気料金審査専門委員会において、東北電力は「スマートメーターの導入に伴うコスト削減効果については、ハンディターミナル通信での遠隔検針による作業時間の効率化や、30分データの収集による効果的なお客さま対応の業務効率化効果が期待できるとしている。また、スマートメーターの調達改善については、今後、仕様を公開し、競争入札を実施する方針」とのことであり、四国電力は「スマートメーターの調達については、競争発注を基本に、先行他電力と基本仕様を統一し量産効果を目指すとしている。また、スマートメーターの導入に伴うコスト削減効果については、検針業務や現場出向業務等の効率化効果や検針お知らせのWeb提供比率が100%となること等を前提に、導入開始（H26）から12年目（H37）に単年度で黒字化予定としている」とのことである。
- 査定方針案においては、「東北電力は、東京電力の26年度申請単価に、停電用補償電池相当の600円を加えた12,800円で申請原価に織り込んでいるが、現在、東京電力仕様のメーターの採用を念頭に検討を進めていることを踏まえ、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。四国電力については、東京電力、関西電力のどちらの仕様のメーターを導入するかまだ決定していない中、申請原価においては、関西電力の25～27年度の平均申請単価に、停電用補償電池相当の1,400円を加えた17,600円で織り込んでいるが、より価格が安い東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。なお、両電力が必要性を主張している停電用補償電池については、先行他電力が必要性を主張していないこと、自動検針が導入されれば不要となること等を踏まえ、原価算入を認めるべきではない」としている。

(査定方針案該当箇所：P120)

<平成25～27年度におけるコスト削減額（東北電力申請ベース）>

（単位：億円）

項目	主な内容	H25	H26	H27	H25～27 平均
人件費	・ 役員給与の削減 ・ 給料手当等の削減 ・ 退職金制度の見直し 等	317	321	324	321
燃料費・ 購入電力料	・ 熱効率の向上による火力燃料費の低減 ・ 八戸火力5号機の燃料転換（軽油→LNG） ・ 亜瀝青炭の受入拡大 等	170	195	211	192
設備投資 関連費用	・ 工事仕様・工法の合理化 ・ 競争拡大等による発注価格の削減	7	23	44	24
修繕費	・ 工事・点検周期の見直し、工事仕様の合理化 ・ 競争拡大等による発注価格の削減	115	118	122	118
その他経費	・ 委託費、賃借料などにおける仕様変更や単価 見直し等による削減 ・ 普及開発関係費、研究費、寄付金・事業団体 費等の削減 ・ 競争拡大等による発注価格の削減	151	154	149	151
合計		760	811	850	806

<平成25～27年度におけるコスト削減額（四国電力申請ベース）>

（単位：億円）

項目	H25	H26	H27	3カ年 平均	取 り 組 み 内 容
人 件 費	98	96	96	97	・ 採用の抑制 ・ 給料手当の削減 ・ 委託検針集金費の削減 ・ 役員報酬の削減 ・ 厚生費の削減 ・ 雑給の削減 など
需給関連費	19	29	30	26	・ 低品位炭の利用拡大等石炭調達コストの低減 ・ 購入電力料の削減交渉 ・ 卸電力取引所の積極的な活用 など
修 繕 費	72	66	73	71	・ 調達・取引価格の低減 ・ 工事内容、実施時期の精査
減価償却費	3	10	18	10	・ 調達・取引価格の低減 ・ 工事内容、実施時期の精査
諸 経 費	78	78	74	77	・ 調達・取引価格の低減 ・ 普及開発関係費の削減 ・ 寄付金、諸会費、団体費等の削減 ・ 研究費の削減 ・ 賃借料、間接部門の養成費等の削減
合 計	271	279	292	281	—

[事業報酬]

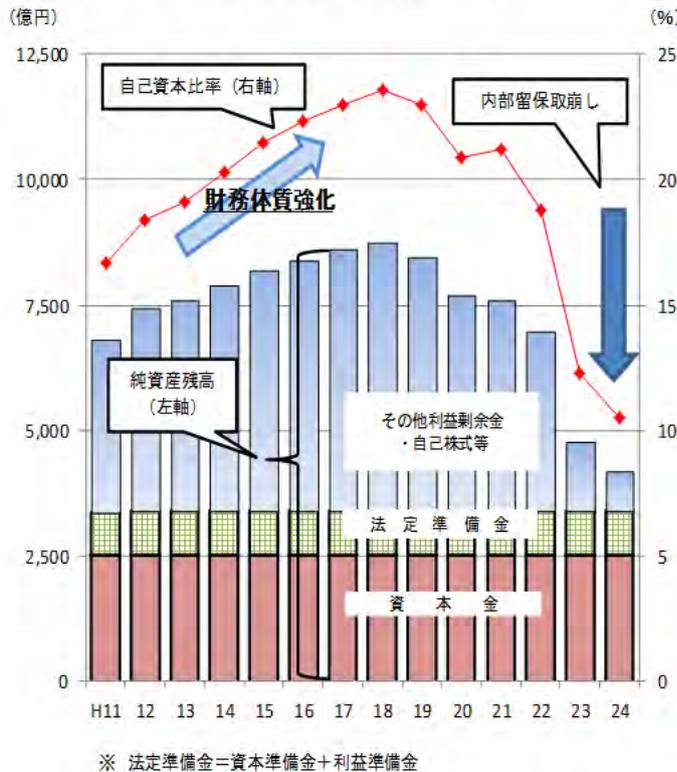
⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

- 電気事業者が設備投資を行うための資金調達に要するコストである事業報酬については、その算定方法が「一般電気事業供給約款料金算定規則」及び「一般電気事業供給約款料金審査要領」に定められている。事業報酬率については、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ β 値）を勘案し決定され、また東日本大震災後の状況も勘案する必要がある。これらを踏まえると、 β 値の採録期間については、事業者による恣意性を排除しつつ、電気事業の事業リスクを反映させるために2年程度の一定の長期間を採るべきことから、東北電力は、「平成23年3月11日から平成25年1月29日（平成25年3月期第3四半期決算発表日）までの期間とし、その結果、事業報酬率は3.0%を適用」している。また、四国電力は、「平成23年3月11日から平成25年1月30日（平成25年3月期第3四半期決算発表日）までの期間とし、その結果、事業報酬率は3.0%を適用」している。
- なお、査定方針案においては、「事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ β 値）を勘案し決定され、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要がある。東京電力の料金値上げ審査における査定方針においては、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まり、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、平成23年3月11日から申請日前日（平成24年5月10日）までの期間を β 値の採録期間としたところである。関西電力及び九州電力の料金値上げ審査における査定方針においては、 β 値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日（決算発表日）までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところであり、東北電力、四国電力についても同様とすべきである。なお、他人資本報酬率については、平成24年度値が確定したため、申請時点における平成23年度値に代えて直近の実績を採用することが妥当である。7月22日時点の β 値を採った場合、申請における事業報酬率（3.0%）は、関西電力、九州電力と同様2.9%となる」としている。

（査定方針案該当箇所：P75）

<東北電力>

《純資産残高と自己資本比率の推移》

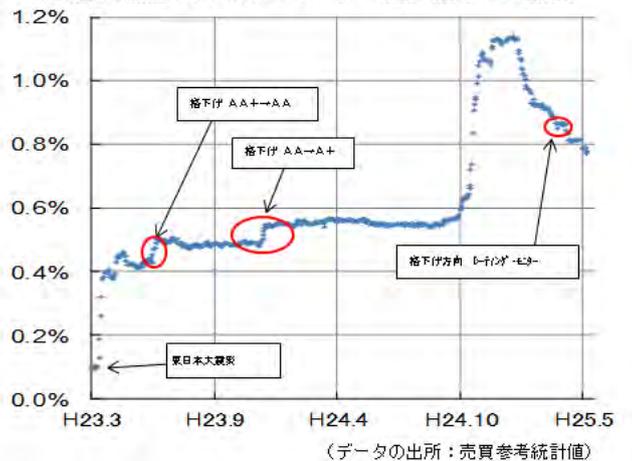


【資金調達額の推移(個別)】

	(億円)			
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社債	1,200	1,100	600	1,200
借入金	3,108	3,962	11,800	6,571
長期借入金	420	1,059	5,087	4,095
短期借入金	2,688	2,903	6,713	2,476
CP(純増減)	▲510	110	▲320	▲240
資金調達額計	3,798	5,172	12,080	7,531

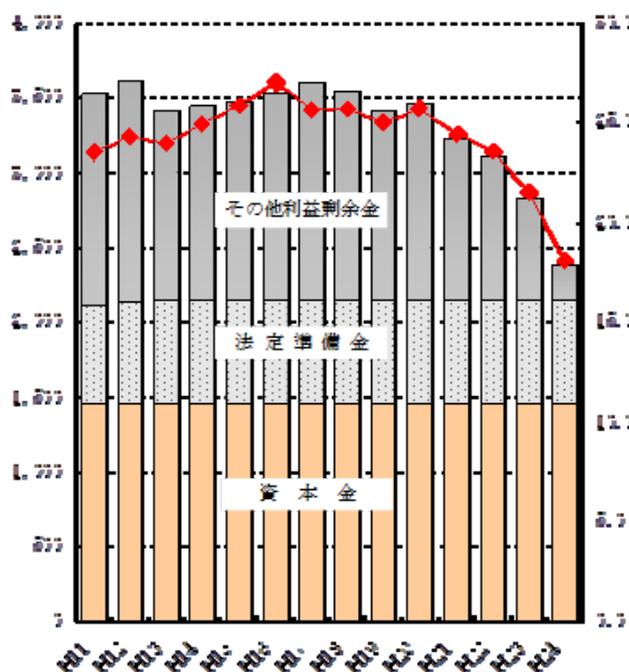
有利子負債残高	20,035	20,102	23,968	26,314
対前年度末	▲644	67	3,866	2,346

【当社債の流通市場におけるスプレッドの推移(残存10年程度)】



<四国電力>

《純資産残高と自己資本比率の推移》



【資金調達額の推移(個別)】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社債	0	0	-	0
借入金	0	0	0	0
長期借入金	0	0	0	0
短期借入金	0	0	0	0
CP(純増減)	0	▲41	0	▲65
資金調達額計	0	0	0	0
有利子負債残高	0	0	0	0
対前年度末	▲1	▲1	1	0

【当社債の流通市場におけるスプレッドの推移】

